

破綻金融機関の処理のために講じた  
措置の内容等に関する報告

平成16年12月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律  
第 5 条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

## 目 次

I	はじめに	1
II	足利銀行に係る特別危機管理	
1.	経緯	1
2.	平成16年4月1日以降に行われた諸措置	
(1)	経営に関する計画の提出	2
(2)	預金保険機構による資産の買取り	2
III	管理を命ずる処分等の状況	
1.	管理を命ずる処分の状況	2
2.	その他	
(1)	瑕疵担保条項に基づく債権の買取り	3
(2)	破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況	3
IV	預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況	
1.	預金保険機構による主な資金援助等の実施状況	
(1)	金銭の贈与	3
(2)	資産の買取り	4
(3)	優先株式等の引受け等	4

## 2. 公的資金の使用状況

(1) 一般勘定	5
(2) 金融再生勘定	6
(3) 金融機能早期健全化勘定	6
(4) 危機対応勘定	7
(5) 金融機関等経営基盤強化勘定	7

## 参考

### ○ 公的資本増強行に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく資本増強行の 経営健全化計画に係るフォローアップ	8
2. 経営健全化計画の見直しについて	8
3. 資本増強行に対するフォローアップに係る 行政上の措置についての考え方の明確化	8
4. 組織再編成促進特別措置法に基づく資本増強行の 経営基盤強化計画に係るフォローアップ	9

# 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成16年12月

## I はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について平成16年4月1日以降9月30日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところである。今後とも政府としては、我が国の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいりたい所存である。

## II 足利銀行に係る特別危機管理

### 1. 経緯

足利銀行については、平成16年3月31日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・預金保険法第102条第1項第3号に定める措置（以下「第3号措置」という。）を講ずる必要がある旨の認定及び預金保険機構が足利銀行の株式を取得することの決定（以下「特別危機管理開始決定」という。）（平成15年11月29日）〔参考Ⅱ－1－1〕、〔参考Ⅱ－1－2〕、〔参考Ⅱ－1－3〕
- ・第3号措置を講ずる必要がある旨の認定及び特別危機管理開始決定の公告（平成15年12月1日）
- ・新経営陣の指名及び選任（平成15年12月16日及び25日）〔参考Ⅱ－1－4〕

- ・ 経営に関する計画の提出（平成 16 年 2 月 6 日）〔参考Ⅱ－1－5〕
- ・ 足利銀行の内部調査委員会の設置（平成 16 年 2 月 13 日）〔参考Ⅱ－1－6〕

## 2. 平成 16 年 4 月 1 日以降に行われた諸措置

### (1) 経営に関する計画の提出

平成 15 年 12 月 17 日、預金保険法第 115 条に基づき、金融庁より足利銀行に対し、経営に関する計画の作成及び提出が命じられ、平成 16 年 2 月 6 日、同計画が提出されたが、同年 6 月 11 日、平成 16 年 3 月期決算を踏まえた上で、改めて詳細な計画が提出された。

（注）足利銀行の経営に関する計画（平成 16 年 6 月）については〔参考Ⅱ－2－1〕参照。

### (2) 預金保険機構による資産の買取り

足利銀行より預金保険機構に対し、不良債権処理の一環として、預金保険法第 129 条第 1 項の資産の買取りに係る申込みが行われ、これを受けて、平成 16 年 7 月 28 日、同条第 3 項に基づき、預金保険機構により当該資産 51 億円（簿価 360 億円）の買取りを行う旨の決定が行われ、8 月 23 日、預金保険機構の委託に基づき整理回収機構により当該資産の買取りが実行された。

（注）預金保険法第 129 条第 1 項の資産買取りに関する預金保険機構の理事長談話については〔参考Ⅱ－2－2〕参照。

（参考）平成 16 年 6 月 28 日、足利銀行の定時株主総会が開催され、同行は「委員会等設置会社」に移行された。委員会等設置会社における役員体制については〔参考Ⅱ－2－3〕参照。

## Ⅲ 管理を命ずる処分等の状況

### 1. 管理を命ずる処分の状況

報告対象期間中（平成 16 年 4 月 1 日から 9 月 30 日、以下同じ）に金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分は行われていない。

## 2. その他

### (1) 瑕疵担保条項に基づく債権の買取り

- ① 平成12年2月9日にニュー・LTCB・パートナーズ社と預金保険機構並びに日本長期信用銀行との間で締結された同行の譲渡に係る最終契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき、報告対象期間中に新生銀行から預金保険機構が引き取った案件はない。
- ② 平成12年6月30日にソフトバンク、オリックス及び東京海上火災を中心に構成される出資グループと預金保険機構並びに日本債券信用銀行との間で締結された同行の譲渡に係る最終契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき、報告対象期間中にあおぞら銀行から預金保険機構が引き取った案件は21件で、債権額437億円、支払額359億円となっている。

### (2) 破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況

破綻処理を行った金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況について、報告対象期間中にとられた措置は、整理回収機構による民事提訴が、信用金庫で2件、信用組合で2件、2業態の合計で4件となっている。

(注) 破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況については〔参考Ⅲ〕参照。

## IV 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況

### 1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

#### (1) 金銭の贈与

破綻金融機関の救済金融機関への営業譲渡等の際し、破綻金融機関の債務超過の補てん等のために預金保険機構から救済金融機関に交付される金銭の贈与に係る資金援助は、報告対象期間中はなかった。

なお、これまでの累計は18兆6,160億円となっており、このうちペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助額は7兆1,968億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助額は11兆4,192億

円となっている。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の一般勘定で経理され、金融機関からの保険料をその財源としている。なお、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された国債をその財源としていたが、特例業務勘定は平成 14 年度末に廃止され、同勘定に属する資産及び負債は一般勘定に帰属している。

## (2) 資産の買取り

- ① 預金保険機構による破綻金融機関からの資産の買取りは、報告対象期間中で 51 億円、これまでの累計で 6 兆 3,714 億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取資金は、従来は特例業務勘定で経理されていたが、同勘定廃止後においては一般勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に対して貸付け等を行っているものである。

(注) 報告対象期間中の資産の買取りについては、Ⅱ 2 (2) 参照。

- ② 預金保険機構による金融再生法第 53 条に基づく健全金融機関等からの資産買取額は、報告対象期間中で 104 億円（買取債権簿価 684 億円）、これまでの累計で 3,352 億円（買取債権簿価 3 兆 8,658 億円）となっている。

健全金融機関等からの資産の買取資金は、金融再生勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

## (3) 優先株式等の引受け等

- ① 預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能早期健全化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で 8 兆 6,053 億円となっている。

金融機能早期健全化法による株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

(注) 金融機能早期健全化法による株式等の引受け等の申請は、平

成 13 年 3 月 31 日（特定協同組織金融機関等については平成 14 年 3 月 31 日）限りとなっている。

- ② 預金保険機構による預金保険法第 107 条第 1 項の規定に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で 1 兆 9,600 億円となっている。

預金保険法第 107 条第 1 項の規定に基づく株式等の引受け等は、危機対応勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金により行われているものである。

- ③ 預金保険機構による金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「組織再編成促進特別措置法」という。）に基づく優先株式等の引受け等は、報告対象期間中はなかった。なお、これまでの累計は 60 億円となっている。

組織再編成促進特別措置法による優先株式等の引受け等は、金融機関等経営基盤強化勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れで調達した資金を優先株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

なお、平成 16 年 8 月 1 日に、組織再編成促進特別措置法よりも資本増強の範囲等が拡充された金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）が施行された。預金保険機構による金融機能強化法に基づく株式等の引受け等は、報告対象期間中はなかった。

（注 1）金融機能強化法による株式等の引受け等は、同法に基づいて設置された金融機能強化勘定で経理されることとなる。

（注 2）組織再編成特別措置法に基づく優先株式等の引受け等の申請は、平成 16 年 8 月 1 日以降は、行われないうこととなり、また、金融機関等経営基盤強化勘定は平成 16 年度末に廃止され、同勘定に属する資産及び負債は金融機能強化勘定に帰属させることとなる。

## 2. 公的資金の使用状況

### (1) 一般勘定

#### ① 勘定の性格

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を経理することとされている。

一般勘定の資金は、金融機関から徴収する保険料（平成 16 年度の保険料率は決済用預金 0.090%、一般預金等 0.080%）と政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

② 政府保証付借入れ等の残高

一般勘定の借入金等の残高は、平成 16 年 9 月末で 4 兆 6,718 億円（民間金融機関等借入金 2 兆 7,718 億円、預金保険機構債券 1 兆 9,000 億円）となっている。

（注）特例業務勘定（ペイオフコストを超える特別資金援助等を経理）は平成14年度末において廃止され、同勘定の借入金残高3兆873億円は一般勘定に引き継がれた。

(2) 金融再生勘定

① 勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、健全金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融再生勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融再生勘定の借入金等の残高は、平成 16 年 9 月末で 4 兆 2,783 億円（民間金融機関等借入金 2 兆 4,883 億円、預金保険機構債券 1 兆 7,900 億円）となっている。

(3) 金融機能早期健全化勘定

① 勘定の性格

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機能早期健全化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融機能早期健全化勘定の借入金等の残高は、平成 16 年 9 月末で

7兆2,386億円（民間金融機関等借入金1兆1,386億円、預金保険機構債券6兆1,000億円）となっている。

(4) 危機対応勘定

① 勘定の性格

危機対応勘定は、預金保険法第40条の2第2号に掲げる業務等を経理することとされている。危機対応勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

② 政府保証付借入れの残高

危機対応勘定の借入金等の残高は、平成16年9月末で2兆918億円（民間金融機関等借入金1兆2,918億円、預金保険機構債券8,000億円）となっている。

(5) 金融機関等経営基盤強化勘定

① 勘定の性格

金融機関等経営基盤強化勘定は、組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機関等経営基盤強化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れで賄っている。

② 政府保証付借入れの残高

金融機関等経営基盤強化勘定の借入金の残高は、平成16年9月末で60億円となっている。

(注) 預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については〔参考Ⅳ〕参照。

○ 公的資本増強行に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

- ・ 平成 16 年 3 月期の経営健全化計画の履行状況報告は、平成 16 年 7 月 30 日に公表された。

(注) 上記公表資料については〔参考 V-1-1〕参照。

- ・ 平成 16 年 3 月期の当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れた公的資本増強行について、金融機能早期健全化法第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、金融機能早期健全化法第 20 条第 2 項及び銀行法第 26 条第 1 項又は同法第 52 条の 33 第 1 項に基づき、UFJホールディングスに対して 6 月 18 日に、また、熊本ファミリー銀行及び九州親和ホールディングスに対して 7 月 16 日に、業務改善命令を発出した。

(注) 上記公表資料については〔参考 V-1-2〕参照。

2. 経営健全化計画の見直しについて

- ・ もみじホールディングスについては、子会社である広島総合銀行とせとうち銀行の合併（平成 16 年 5 月 1 日）に伴い、経営健全化計画の見直しが行われ、新しい経営健全化計画が平成 16 年 8 月 27 日に公表された。

- ・ 上記 1. の業務改善命令を受けた公的資本増強行のうち、熊本ファミリー銀行及び九州親和ホールディングスについては 8 月 31 日に、また、UFJホールディングスについては 9 月 24 日に、当該命令に基づき提出された業務改善計画の内容が織り込まれた新しい経営健全化計画が公表された。

3. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化

- ・ 経営健全化計画上の収益目標と実績とが乖離している状況における、

金融機能早期健全化法第 20 条に基づく対応について、明確化を図る観点から、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について（その 2）」を、平成 16 年 7 月 30 日に公表した。

（注）上記公表資料については〔参考 V - 2〕参照。

#### 4. 組織再編成促進特別措置法に基づく資本増強行の経営基盤強化計画に係るフォローアップ

- ・ 平成 16 年 3 月期の経営基盤強化計画の履行状況報告は、平成 16 年 7 月 23 日に公表された。

（注）上記公表資料については〔参考 V - 3〕参照。